ちいたの福王台契約書【重要事項説明書】

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業(介護予防通所介護相当)重要事項説明書袖ケ浦市

(令和7年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話: 0 4 3 8 - 6 3 - 1 2 2 2 (8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 3 0 分)

担当:星野 梨恵(ほしの りえ)

* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

- 2. ちいたの福王台の概要
 - (1) 提供できるサービスの種類と地域

名称 ちいたの福王台

所在地 千葉県袖ケ浦市坂戸市場66-1

介護保険指定番号 (千葉県 1273400356 号)

サービスを提供す 袖ケ浦市 (原則として事業所が所在する市町村の被保る対象地域 険者だけが利用できます)

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

事業所の職員体制詳細については、「ちいたの福王台介護予防・日常生活支援 総合事業第一号事業(介護予防通所介護相当)運営規程 |をご覧下さい。

(3) 事業所の設備の概要

定員 15名(地域密着型通所介護含む)

食堂兼居間1室相談室1室機能訓練室1室静養室3室

浴室 2室 {一般浴槽・一般浴槽(リフト浴可)があります}

送迎車 3台

(4) 営業時間

全日 午前9時00分~午後4時15分

緊急連絡電話 0438-63-1222

- 3. サービス内容
 - ・送迎 ご自宅の玄関まで職員が送り迎えします。但し軽自動車の入れないお宅は 車の停車できる場所までおいでいただくことになります。
 - ・食事 嗜好や摂取方法を考慮した適温食を提供します。病状に応じた特別食も対応します。
 - ・入浴
 身体状況に応じて、一般浴、リフト浴から選択できます。
 - ・機能訓練 訓練機器の使用、グループレク等の実施により機能維持訓練を行い、日常生活上の訓練方法の相談を行います。

・生活相談 日常生活上でお困りの事や、介護保険制度等のご相談を行います。

4. 料金

(1)

①基本サービス費

要支援1	1,798単位/月
要支援 2	3,621単位/月

②サービス提供体制強化加算(I)…1ヶ月当たり要支援1:88単位/月

〃 要支援2:176単位/月

- ③科学的介護推進体制加算...40单位/月
- ④通所型独自送迎減算...-47単位/片道
- ⑤介護職員処遇改善加算 I : ①~④までにより算定した額の9.2%
- ⑥地域区分...袖ケ浦市は5級地に相当し1単位当たり10.45円
- ※ご利用者様は介護保険負担割合証に応じご負担いただきます。
- (7) 昼食費 (介護保険外) ... 1 日あたり 650円
- (2) 利用当日キャンセル(前日の17:30 迄にキャンセルのご連絡を頂けなかった場合)は、昼食キャンセル料 650 円をご負担いただきます。
- (3) 送迎キャンセル(お迎えに伺うもキャンセルやご家族様が送迎した場合) 送迎キャンセル料 5 0 0 円をご負担いただきます。
- * その他、レクリエーションにかかる費用等は実費ご負担いただきます。
 - *利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業(介護予防通所介護相当)のサービス計画において位置づけられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等によりサービスの利用が少なかった場合、または多かった場合でも、日割りでの割り引き・増額はいたしません。(ただし、次の場合については、日割り計算を行い、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。)

〔日割り計算を行う場合〕

- ・月途中に要介護から要支援となった場合
- ・月途中に要支援から要介護となった場合
- ・同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- *月途中で要支援区分が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- (3)支払方法

毎月、初旬に前月分の請求をいたします。所定の郵便口座より毎月 20 日引き落とされます。前日までに口座への入金をお願いいたします。入金確認後、領収書の発行をします。

- 5. サービスの利用方法
 - (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込み下さい。当社職員が面接に伺います。

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業(介護予防通所介護相当)計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランの作成を依頼している場合は、事前に地域包括支援センター又は介護予防支援事業者とご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
- ・ お客様が他界された場合

④ その他

- 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、 お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が 破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了 することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告 したにもかかわらず 7 日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービス の中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3 ヶ月以 上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお 客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継 続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契 約を終了させていただく場合がございます。

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、契約書別紙に記載する主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター又は介護予防支援事業者等へ連絡をいたします。

7. 非常災害対策

・防災時の対応 利用者の安全を第一に職員が避難誘導いたします。

・防災設備及び訓練 消火器等の機器の定期的な維持管理と使用方法の訓練を 行い、定期的な避難誘導訓練を行います。

·防火責任者 大澤 崇史

8. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所ご利用者相談・苦情担当
- ② 担当:大澤 崇史 電話:0438-63-1222

申し立てることが できま
2-3158 23-7111 46-0294 54-7426
防通所介護相当)の提供要な事項を説明しました。 56
日常生活支援総合事 の説明を受けました。
<u>印</u> 理人とともに本契約の債務

また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。